

静県薬第847号
令和6年3月7日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡田国一

薬局機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年3月6日付け日薬業発第466号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

令和5年薬局機能情報定期報告等の徹底については、令和5年12月28日付け静県薬第689号にてお知らせしたところですが、今般、令和5年度定期報告に係る留意事項について周知依頼があり、遺漏なきようご対応いただきたいとのことです。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp



日 薬業発第 466 号
令和 6 年 3 月 6 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

薬局機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局総務課より、別添のとおり依頼がありましたのでお知らせいたします。

「薬局機能情報提供制度」における定期報告に関し、令和 6 年 1 月報告分より「医療機関等情報支援システム (G-MIS) : Gathering Medical Information System」の利用が開始されること等に関しましては令和 5 年 11 月 7 日付日薬業発第 272 号ほかにてお知らせしたところですが、今般、令和 5 年度定期報告に係る留意事項について周知依頼がありましたので、遺漏なきようご対応いただきたく、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。



事務連絡
令和6年2月29日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

薬局機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（依頼）

平素から薬局機能情報提供制度（以下「本制度」という。）の円滑な運用につきまして、格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本制度は、住民・患者の利便性の向上を図るため、本年4月から、全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）による公表を予定しています。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第8条の2の規定に基づく報告については、本年1月から、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）による報告を可能としたところです。

つきましては、各都道府県が実施している令和5年度定期報告が円滑に実施されるよう、下記の内容について、貴会会員等に対する周知等、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 令和5年度定期報告の実施について

令和5年度定期報告について、令和6年3月31日（日）までに各都道府県による報告内容の公表に係る作業が終了しない場合、同年4月1日（月）に医療情報ネットによる公表を実施できないため、各薬局開設者におかれでは、各都道府県が設定している定期報告終了日^{※1}までに御報告いただきますようお願いいたします。なお、薬局や都道府県の負担を軽減する観点から、可能な限りG-MISにより御報告いただきますようお願いいたします。

※1 定期報告の開始日及び終了日は、都道府県により異なります。

2. G-MISアカウント及び本制度に関するお問合せについて

G-MISアカウントのIDが不明な場合には、「厚生労働省G-MIS事務局」(info@g-mis.net) から送信されているメールを御確認いただきますようお願いいたします。

また、G-MISに関する御質問や、令和5年度定期報告等に関する御質問については、各都道府県薬務主管課のホームページを御確認いただき、解決されない場合には、各都道府県薬務主管課※2にお問合せいただきますようお願いいたします。

G-MIS事務局ではお問合せに対応しておりませんので、御留意ください。

※2 一部の都道府県においては、保健所や都道府県が委託している事業者です。

3. 厚生労働省ホームページ等について

厚生労働省ホームページ「薬局機能情報提供制度について（薬局事業者向けページ）」において、G-MISの利用案内や、G-MISを利用した本制度の報告等に関する操作マニュアル、各都道府県のお問合せ先等を掲載しています。また、各都道府県薬務主管課のホームページにおいても、定期報告期間や、従来の運用との相違点等の解説が掲載されているため、併せて御確認いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/kinoujouhou/index_00003.html

【問合せ先】

厚生労働省医薬局総務課

担当：東、村本

Mail : hanbai-site@mhlw.go.jp

Tel : 03-3595-2377



重 要

静 県 薬 第 689 号
令和 5 年 12 月 28 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

令和 5 年薬局機能情報定期報告等の徹底について（依頼）

標題の件について、静岡県健康福祉部長から別添写（令和 5 年 12 月 25 日付け衛薬第 801 号）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 137 号）の施行等に伴い、「静岡県薬局機能情報提供制度実施要領」が一部改正され、薬局開設者が都道府県知事に報告しなければならない事項が追加されるとともに、医療機関等情報支援システム「G-MIS」の運用が開始されました。これに伴い、今回から、従来の「医療ネットしづおか」による報告から、G-MIS による報告となります。

つきましては、会務ご繁忙の折誠に恐縮に存じますが、別添通知等を十分ご確認のうえ、期間内に報告されますよう貴会会員への周知徹底方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、追って薬事課から各薬局に対して、令和 5 年薬局機能情報定期報告案内のメールを送付する予定とのことです。

【定期報告の報告期間】

令和 6 年 1 月 5 日（金）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp



衛 薬 第 801 号
令和5年12月25日

公益社団法人静岡県薬剤師会長 様
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会静岡県支部長 様
一般社団法人日本保険薬局協会会長（静岡県担当扱い） 様

静岡県健康福祉部長

令和5年薬局機能情報定期報告等について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第8条の2の規定に基づき、本県では「静岡県薬局機能情報提供制度実施要領」（以下「要領」という。）を定め、薬局開設者は、薬局機能情報について、新規報告、定期報告及び変更報告を行うこととしています。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が改正され、薬局開設者が都道府県知事に報告しなければならない事項が追加されるとともに、医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）の運用が開始されました。

特に、今回から、従来の県のシステムである「医療ネットしずおか」による報告から、G-MISによる報告となりますので、下記に御留意の上、報告事項に遗漏なく、また、遅滞なく報告を行うよう貴会会員へ御周知願います。

記

1 対象

令和5年12月31日時点で薬局開設の許可を受けている全ての薬局

2 報告事項

要領別表「静岡県における薬局機能情報報告・公表事項」

令和5年12月31日時点の内容を令和5年12月25日付け衛薬第800号による改正後の「静岡県薬局機能情報提供制度実施要領」に基づき報告してください。

3 報告期間

令和6年1月5日（金）から令和6年3月末日まで

4 報告方法

原則、「G-MIS」にて報告してください。なお、インターネット回線が

ない等のやむを得ない事情がある場合には、個別に保健所（政令市は県薬事課）に相談してください。

【G-MISによる報告について】

厚生労働省G-MISログイン画面からログインし、医療機能・薬局機能情報提供制度定期報告操作マニュアルを参考に定期報告をしてください。

5 問合せ

不明な点がありましたら、管轄する保健所にお問い合わせください。

6 留意事項

- (1) 薬局機能情報提供制度に関する関係法令やマニュアル等を薬事課ホームページに掲載しているので参照してください。
http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-530/yakujikikaku/yakkyokinou_houkoku.html
- (2) 報告した情報は、薬局内においても閲覧に供する必要があります。
- (3) 基本情報等に変更が生じた場合は、定期報告の期間によらず、隨時変更報告を行う必要があります。

担当 生活衛生局薬事課薬事企画班
電話番号 054-221-2412